



# 熊本県公報

第13245号  
令和5年(2023年)  
7月7日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… ( // ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… ( // ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止…………… ( // ) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… ( // ) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 4
- 令和5年度(2023年度)予算の要領…………… (財政課) 5

### 公 告

- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 14
- 土地改良区の役員を選任等…………… ( // ) 14
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( // ) 15
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( // ) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 15
- 道路の位置の指定…………… ( // ) 16
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 16
- 公共測量の実施…………… (監理課) 17
- 公共測量の実施…………… ( // ) 17
- 基本測量の実施…………… ( // ) 17

### 登 載 依 頼

- 熊本県立玉名高等学校仮設校舎賃貸借業務に係る一般競争入札の実施…………… (施設課) 17
- 熊本県立玉名高等学校仮設校舎賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… ( // ) 21

## 告 示

### 熊本県告示第548号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字岩付470番、471番、475番、476番、482番、483番、字白木山2305番50
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩付475番・483番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、476番
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第549号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
障がい児通所支援事業所わんぱく 下益城郡美里町境374番地	特定非営利活動法人中央自立支援会 下益城郡美里町萱野1443-1 土田 裕二	令和5年（2023年）6月30日	4351500022	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第550号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
障がい児通所支援事業所わんぱく 下益城郡美里町境374番地	社会福祉法人智育会 下益城郡美里町堅志田209番地 土田 裕二	令和5年（2023年）7月1日	435100030	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第551号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援多機能型事業所エルサ 上益城郡御船町大字田代7828番地96	株式会社キッチン・ブレス 上益城郡御船町大字田代7826 井藤 裕子	令和5年（2023年）7月1日	4351400132	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第552号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障

害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス エルサ木倉教室 上益城郡御船町木倉1131番地4	株式会社キッチン・プレス 上益城郡御船町大字田代7828番地96 井藤 裕子	令和5年(2023年)7月1日	4351400215	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
こどもクリニック友枝 荒尾市荒尾4160-256	令和5年(2023年)7月1日
新生堂薬局 益城惣領店 上益城郡益城町大字惣領1539-3	令和5年(2023年)7月1日

熊本県告示第554号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)7月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡南関町大字長山字小代山 2850番2地先から 玉名郡南関町大字長山字境田 2795番1地先まで	前	10.9 ～ 15.7	138.2	活力創出基盤交付金
			後	9.0 ～ 21.7		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)7月7日

熊本県告示第555号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)7月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	久連子落	八代市泉町久連子字日添		4.1		災害復

	合線	同所	9番地先から	前	～	70.7	旧工事
			15番1地先まで	後	4.1	70.7	
					～		
					20.1		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)7月7日

**熊本県告示第556号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
生活介護事業所KOKOKARA 山鹿市方保田3494-2	NPO法人KOKOKARA+ 菊池市野間口524-23 仙波 寛	生活介護	令和5年(2023年)7月1日

**熊本県告示第557号**

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発育センター Only One 合志市須屋2696-39	株式会社HLC 合志市豊岡2527番地425 上入佐 正幸	令和5年(2023年)3月31日	435290 0304	指定児童発達支援

**熊本県告示第558号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
苔山寮 短期入所事業 天草市本町下河内680番地	社会福祉法人啓明会 天草市本町下河内680番地 飽田 一夫	短期入所	令和5年(2023年)7月1日

**熊本県告示第559号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障

害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービスびっかりん 合志市幾久富1909番地1195	特定非営利活動法人 びっかりんくまもと 合志市幾久富1909番地1195 松本 剛	令和5年(2023年)7月1日	435290 0114	指定保育所等訪問支援

**熊本県告示第560号**

令和5年度(2023年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和5年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,582,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ923,436,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		<b>3,862,296</b>	<b>22,500</b>	<b>3,884,796</b>
	1 負担金	3,228,854	22,500	3,251,354
2 国庫支出金		<b>179,405,869</b>	<b>8,812,439</b>	<b>188,218,308</b>
	1 国庫補助金	134,721,083	8,803,497	143,524,580
	2 国庫委託金	1,744,584	8,942	1,753,526
3 寄附金		<b>348,566</b>	<b>5,000</b>	<b>353,566</b>
	1 寄附金	348,566	5,000	353,566
4 繰入金		<b>59,946,363</b>	<b>2,391</b>	<b>59,948,754</b>
	1 基金繰入金	59,720,380	2,391	59,722,771
5 繰越金		<b>1</b>	<b>410,411</b>	<b>410,412</b>
	1 繰越金	1	410,411	410,412
6 諸収入		<b>69,317,642</b>	<b>103,976</b>	<b>69,421,618</b>
	1 受託事業 収入	2,479,300	△ 3,039	2,476,261
	2 雑収入	8,740,621	107,015	8,847,636

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		<b>80,139,000</b>	<b>226,000</b>	<b>80,365,000</b>
	1 県 債	80,139,000	226,000	80,365,000
歳 入 合 計		<b>913,854,167</b>	<b>9,582,717</b>	<b>923,436,884</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>47,271,819</b>	<b>2,452,786</b>	<b>49,724,605</b>
	1 総務管理費	19,266,311	145,483	19,411,794
	2 企 画 費	12,101,534	597,497	12,699,031
	3 市 町 村 費	4,356,889	1,631,000	5,987,889
	4 選 挙 費	1,771,296	4,755	1,776,051
	5 防 災 費	1,935,641	58,785	1,994,426
	6 人 員 会 事 費	165,085	15,266	180,351
2 民 生 費		<b>107,994,546</b>	<b>1,269,850</b>	<b>109,264,396</b>
	1 社会福祉費	59,630,988	1,134,562	60,765,550
	2 児童福祉費	42,655,392	125,535	42,780,927
	3 生活保護費	4,909,094	8,503	4,917,597
	4 災害救助費	799,072	1,250	800,322
3 衛 生 費		<b>122,231,444</b>	<b>1,137,916</b>	<b>123,369,360</b>
	1 公衆衛生費	107,293,572	1,011,389	108,304,961



款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 環境衛生費	12,131,357	75,919	12,207,276
	3 医 薬 費	1,207,068	50,608	1,257,676
4 農 水 産 業 林 費		<b>64,050,335</b>	<b>1,512,966</b>	<b>65,563,301</b>
	1 農 業 費	18,014,639	574,004	18,588,643
	2 畜 産 業 費	1,900,165	571,570	2,471,735
	3 農 地 費	22,117,966	135,729	22,253,695
	4 林 業 費	16,312,040	5,000	16,317,040
	5 水 産 業 費	5,705,525	226,663	5,932,188
5 商 工 費		<b>68,967,135</b>	<b>1,354,055</b>	<b>70,321,190</b>
	1 商 業 費	59,302,875	55,606	59,358,481
	2 工 鉱 業 費	7,649,254	238,369	7,887,623
	3 観 光 費	2,015,006	1,060,080	3,075,086
6 土 木 費		<b>92,489,243</b>	<b>128,400</b>	<b>92,617,643</b>
	1 土 木 管 理 費	2,850,505	5,400	2,855,905
	2 港 湾 費	4,891,692	123,000	5,014,692

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 警 察 費		<b>39,936,649</b>	<b>229,227</b>	<b>40,165,876</b>
	1 警察管理費	35,556,860	228,027	35,784,887
	2 警察活動費	4,379,789	1,200	4,380,989
8 教 育 費		<b>140,762,286</b>	<b>1,480,619</b>	<b>142,242,905</b>
	1 教育総務費	28,953,982	923,865	29,877,847
	2 特別支援 学 校 費	14,267,674	60	14,267,734
	3 大 学 費	1,347,604	60,573	1,408,177
	4 社会教育費	2,755,530	46,859	2,802,389
	5 保健体育費	1,856,527	449,262	2,305,789
9 諸 支 出 金		<b>104,384,252</b>	<b>16,898</b>	<b>104,401,150</b>
	1 繰 出 金	18,196,945	1,691	18,198,636
	2 自動車取得税 交 付 金		15,207	15,207
歳 出 合 計		<b>913,854,167</b>	<b>9,582,717</b>	<b>923,436,884</b>

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 河川等災害関連事業 (佐敷川藍川堰) 芦 北 町	令和6年度	千円 380,000
2 藤崎台県営野球場照明塔設備改修工事 熊 本 市	令和6年度	709,149

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和9年度	千円 307,273	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	千円 536,395
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	268,397 35,232 1,928 1,716		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	314,998 81,833 48,529 48,317 42,718
2 事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,141,690	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和11年度	2,142,259
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	524,209 386,948 377,893 373,345 304,439 174,856		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	524,331 387,070 378,015 373,467 304,520 174,856

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>身体障害者 福祉センター 整備事業費</p>	<p>千円  9,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾建設国庫補助事業費	千円 375,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を含め30年以内	千円 364,000			
障がい者福祉施設整備事業費	19,000	融機構、会社、その他	利率見直し方式で	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、	103,000			
児童福祉施設整備事業費	23,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	24,000	(補 正 前 に 同 じ)		
清水が丘学園整備事業費	327,000		利率の見直しを行った後に	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ	323,000			
県営体育施設整備事業費	123,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げることができる。 発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	当該見直し後の利率)		270,000			
計	867,000				1,084,000			

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	3,191,026千円	1,691千円	3,192,717千円
第2項 営業外収益	1,631,411千円	1,691千円	1,633,102千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	3,353,505千円	1,691千円	3,355,196千円
第1項 営業費用	3,276,894千円	1,691千円	3,278,585千円

公 告

熊本県公告第424号

八代市に事務所を置く麦島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	吉田 寛実	八代市中北町2994番地3
理事	多田 浩一	八代市中北町3318番地7
理事	川上 健一	八代市古城町1561番地1
理事	村井 亮太	八代市中北町3141番地
理事	藤崎 重男	八代市中北町3015番地
監事	齊藤 友亮	八代市中北町3006番地4
監事	吉田 茂	八代市中北町3033番地1
監事	堀本 一奉	八代市梅檀町1522番地
就任		
理事	吉田 寛実	八代市中北町2994番地3
理事	多田 浩一	八代市中北町3318番地7
理事	藤崎 重男	八代市中北町3015番地
理事	村井 亮太	八代市中北町3141番地
理事	清田 恵子	八代市古城町2297番地1
監事	齊藤 友亮	八代市中北町3006番地4
監事	吉田 茂	八代市中北町3033番地1
監事	川上 貴博	八代市古城町1587番地5

球磨郡錦町に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
就任 理事	北口 俊朗	球磨郡あさぎり町免田東501番地3

#### 熊本県公告第426号

八代市に事務所を置く麦島土地改良区理事長吉田寛実から令和5年（2023年）5月15日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）6月27日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 熊本県公告第427号

宇城市に事務所を置く豊野町土地改良区理事長岡田卓から令和5年（2023年）5月18日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）6月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 熊本県公告第428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字芝原5388番4及び同5388番6の一部  
3,559.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区御幸西二丁目1番52号  
虹色不動産株式会社

#### 熊本県公告第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番154  
285.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区弓削五丁目10番7号パークハウス301号  
江藤 裕二

#### 熊本県公告第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字横市57番1の一部、同97番1及び里道の一部  
1,547.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号  
株式会社タウン開発

**熊本県公告第431号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市三拾町201番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字浜田68番1
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.35メートルまで
- 5 道路の延長 73.74メートル
- 6 指定年月日 令和5年（2023年）6月19日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第26号

**熊本県公告第432号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字芝原5334番1ほか20筆
株式会社峯樹木園	合志市野々島	合志市野々島字南原5455番ほか4筆
続 正治	合志市野々島	合志市野々島字瀬吐617番ほか1筆
田上 昌樹	上益城郡山都町須原	上益城郡山都町仏原字城ノ内435番1ほか5筆
藤川 繁観	上益城郡山都町鶴ケ田	上益城郡山都町鶴ケ田字向ノ谷1899番

2 認可年月日

令和5年（2023年）6月28日

**熊本県公告第433号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字松ノ本1665番18、同1665番20、同1665番21、同1665番210、同1665番211、同1655番212、同1665番213、同1665番214、同1665番215及び同1665番216  
3,693.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区月出二丁目5番37号  
株式会社エストライフ不動産

**熊本県公告第434号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
宇城市松橋町豊福字古川652番1、同652番2及び同653番2の一部  
3,704.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇城市松橋町両仲間1492番地の1  
株式会社ケイ・エム・ケイ



熊本県公告第435号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(境界復元測量)	令和5年(2023年) 7月5日から 令和6年(2024年) 1月30日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第436号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量、水準測量及び平面図作成)	令和5年(2023年) 6月30日から 令和5年(2023年) 11月28日まで	人吉市上原田

熊本県公告第437号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(防災対策地域水準測量)	令和5年(2023年) 8月14日から 令和6年(2024年) 2月28日まで	水俣市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

登載依頼

熊本県教育委員会公告第20号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)7月7日

熊本県教育長 白石伸一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
熊本県立玉名高等学校仮設校舎賃貸借業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財班(熊本県庁行政棟新館7階)  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容  
熊本県立玉名高等学校仮設校舎賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 委託期間

契約締結の日から令和10年(2028年)5月31日(水)まで

- (6) 履行場所  
熊本県立玉名高等学校内  
玉名市中1853
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既にしている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本市を除き、紙入札移行承認額を提出し参加者側の承認を受けない者、電子入札の続行が認められない者、アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とす。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、た金額(当該金額に1円未満の端数は、消税及び地方消費税に係る捨去額)とする。また、落札金額より入札者が見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を超過する場合は、問はず、(9)仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

- (9) 年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者であること。また、(2)平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間(ア)の受付期間以降も随時受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)7月21日(金)午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の措置要領(平成14年)

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。  
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間  
公告の日から令和5年(2023年)8月7日(月)午後5時まで

- (4) 提出先

- 1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)8月7日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)8月24日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)8月23日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 令和5年(2023年)8月24日(木)午前10時  
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)8月23日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。  
ア 入札金額の総額と単価の取り違い  
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限  
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の確認申請等に関すること。  
熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財班  
電話番号 096-333-2715  
ファックス番号 096-384-9116
- イ 仕様書の内容に関すること。  
熊本県教育庁教育総務局施設課整備班  
電話番号 096-333-2716  
ファックス番号 096-384-9116
- ウ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- エ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- オ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment  
Kumamoto Prefectural Tamana High School temporary school building facilities leasing
- (2) Date and Place for tender  
Date: August 24th, 2023, 10:00 am  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Kumamoto Prefectural Board of Education  
Facility Division  
Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8609, Japan  
Phone: 096-333-2715

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

### 熊本県教育委員会告示第18号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）7月7日

熊本県教育長 白石伸一

#### 1 競争入札に付する事項

熊本県立玉名高等学校仮設校舎賃貸借業務

#### 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

##### (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

##### (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

##### (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年（2023年）7月21日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

##### (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

##### (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

##### (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）10月1日から令和7年（2025年）11月30日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。